

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会 愛知県実行委員会専門部会規程（案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、令和 10 年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会会則（以下「会則」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

（組織）

第 2 条 専門部会の名称は次のとおりとする。

- （1）広報・報道専門部会
- （2）競技専門部会
- （3）式典・演技専門部会
- （4）宿泊・衛生専門部会
- （5）輸送・警備専門部会
- （6）高校生活動専門部会

2 専門部会は、会則第 13 条第 2 項の事務を処理するものとする。

（部会長等）

第 3 条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、令和 10 年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、事務を総括する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、専門部会の目的が達成されたときまでとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 委員が委嘱時の機関又は団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が委員を務めるものとする。ただし、会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

第 3 章 会議

（会議）

第 5 条 専門部会は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 専門部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため専門部会に出席できない委員は、代理人を出席させることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会等)

第6条 専門部会に、運営上必要があるときは、分科会等を置くことができる。

第4章 補則

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和8年5月__日から施行する。

総会から専門部会への委任事項（案）

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会会則第 13 条第 2 項の規定に基づく専門部会への委任事項は、次のとおりとする。

専門部会名	総会からの委任事項
広報・報道専門部会	1 広報及び報道の全体計画に関すること。 2 広報資料等に関すること。 3 競技記録の収受、収集及び速報に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 来県者に対する愛知県の情報発信に関すること。 6 その他の広報、報道及び通信に関すること。
競技専門部会	1 競技種目別大会の実施計画及び運営に関すること。 2 競技種目別大会の実施要項及びプログラムに関すること。 3 競技種目別大会運営経費に関すること。 4 競技種目別大会の役員及び補助員に関すること。 5 競技施設・設備及び競技用具に関すること。 6 その他の競技に関すること。
式典・演技専門部会	1 総合開会式の全体計画に関すること。 2 総合開会式の企画及び運営に関すること。 3 総合開会式の音楽及び放送に関すること。 4 総合開会式の式典演技に関すること。 5 総合開会式の装飾に関すること。 6 その他の総合開会式に関すること。
宿泊・衛生専門部会	1 宿泊の全体計画に関すること。 2 宿泊要項及び宿泊料金に関すること。 3 食品衛生及び環境衛生に関すること。 4 献立及び調理に関すること。 5 医療及び救護の全体計画に関すること。 6 その他の宿泊、衛生及び医療に関すること。
輸送・警備専門部会	1 輸送交通の全体計画に関すること。 2 総合開会式の輸送に関すること。 3 競技種目別大会の輸送に関すること。 4 交通規制及び指導に関すること。 5 警備及び防災の全体計画に関すること。 6 総合開会式の警備、防災に関すること。 7 競技種目別大会の警備、防災に関すること。 8 宿舍等の防災に関すること。 9 その他の会場案内、輸送、交通、警備及び防災に関すること。
高校生活動専門部会	1 他県からの参加者、観戦者のおもてなしに関すること。 2 会場周辺及び駅等の環境美化に関すること。 3 大会の P R イベントに関すること。 4 来県者への愛知県の情報発信に関すること。 5 歓迎セレモニーに関すること。 6 大会運営ボランティアに関すること。 7 地域交流活動に関すること。 8 その他の高校生活動に関すること。

【参考 分科会審議事項（案）】

① 式典・演技専門部会については以下の分科会を設置する。

分科会名	審 議 事 項
式典演技・音楽分科会	1 式典演技・音楽の内容及び実施運営に関すること 2 式典演技出演者・音楽隊の編成・衣装・手具・装飾品に関すること 3 練習計画（合同含む）に関すること 4 その他の式典演技・音楽に関すること
式典放送分科会	1 式典放送の内容及び実施運営に関すること 2 式典前映像に関すること 3 アナウンサーの選考・編成・養成に関すること 4 その他の式典放送に関すること
草花装飾分科会	1 草花装飾の内容及び実施運営に関すること 2 草花の選定・育成・装飾・配置・管理に関すること 3 大会後の活用に関すること 4 その他の草花装飾に関すること

② 他の専門部会についても、必要に応じて分科会を設置することができる。

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会 愛知県実行委員会事務局規程（案）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、令和 10 年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会会則第 15 条第 2 項の規定に基づき、令和 10 年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織、運営及びその他必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 事務局

（業務）

第 2 条 事務局は、令和 10 年度全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

（組織及び職員）

第 3 条 事務局には、次の職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）事務局員

- 2 事務局長は、愛知県教育委員会事務局保健体育課全国高校総体推進室長をもって充てる。
- 3 事務局次長は、愛知県教育委員会事務局保健体育課全国高校総体推進室職員から事務局長が指名する者をもって充てる。
- 4 事務局員は、愛知県教育委員会事務局保健体育課全国高校総体推進室職員をもって充てる。

（職務）

- 第 4 条 事務局長は、実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 3 事務局員は、事務局長の命を受けて、担当の事務に従事する。

第 3 章 事務の専決等

（専決）

- 第 5 条 事務局長及び事務局次長は、それぞれ別表第 1 に掲げる事項を会長に代わって常時、決裁すること（以下「専決」という。）ができる。
- 2 前項に定めがない場合であっても、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、処理しようとする事項が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長、役員又は上位の専決者（以下「会長等」という。）の決裁又は指示を受けなければならない。
 - （1）異例に属し、又は先例になると認められるもの
 - （2）疑義又は紛議があるもの

- (3) 重大な紛争を生ずる恐れがあるもの
- (4) あらかじめその処理について会長等が特に指示した事項に係るもの
- (5) その他会長等の指揮を受ける必要があると認められるもの

4 第1項又は第2項の規定に基づき、専決したもののうち、特に会長等において了知しておく必要があると認められるものについては、会長等に報告しなければならない。

(代決)

第6条 会長等が不在のとき、又は事故があるとき、もしくは欠けたときは、会長又は役員の決裁を要する事項は事務局長が、事務局長の決裁を要する事項は事務局次長が、それぞれ一時、代わって決裁すること（以下「代決」という。）ができる。

2 前項の規定にかかわらず、代決者は、代決しようとする事項の内容が、重要もしくは異例に属する場合に該当するときは、代決することができない。ただし、あらかじめ会長等が処理方針を指示した事項については、この限りではない。

3 代決した事項は、遅滞なく会長等の後閲を受け、又はその内容を会長等に報告しなければならない。ただし、定例的なもの又は軽易なものは、この限りでない。

第4章 文書の取扱い

(文書の記号及び番号)

第7条 照会、回答、通知等の事務局から発信する文書には、記号及び番号を付するものとする。ただし、簡易な文書については、これを省略することができる。

2 前項の記号は、「総体愛実委」とする。

3 第1項の番号は、会計年度ごとに一連の番号とし、文書番号簿によって整理するものとする。

(文書の取扱い)

第8条 前条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、「愛知県教育委員会行政文書管理規程」（平成28年4月1日愛知教育委員会教育長訓令第1号）の例による。

第5章 公印

(公印)

第9条 事務局で使用する公印は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定める公印の管守は、事務局次長が行うものとする。

(公印の取扱い)

第10条 前条に定めるもののほか、公印の取扱については、「愛知県教育委員会公印取扱要領」（平成16年3月30日15教総第342号）の例による。

第6章 服務等

(服務)

第11条 事務局職員の服務については、愛知県教育委員会事務局職員の例による。

(旅費)

第12条 旅費の額及びその支給方法については、「職員等の旅費支給規程」（昭和42年愛知

県教育委員会訓令第1号)の例による。

- 2 総会及び専門部会の会務のため旅行したときは、別表第3に掲げる者に対し、その旅費について費用弁償することができる。

(委員等謝金)

第13条 総会に出席した委員については、愛知県教育委員会の定める謝金支給基準の例により、別表第4に掲げる者に対し支給することができる。

- 2 前項の規定は監事についても準用する。

第7章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第14条 実行委員会が保有する情報の公開は、「愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則」(平成12年3月28日愛知県教育委員会規則第15号)の例による。

(個人情報保護)

第15条 実行委員会が保有する個人情報の保護は、「愛知県教育委員会が保有する個人情報の保護に関する事務取扱要領」(令和5年3月31日4教総第1219号)の例による。

第8章 財務

(収支予算)

第16条 事務局長は、会長の承認を得て毎会計年度の収支予算案を作成するものとする。

- 2 収支予算は、別に定めるところにより、科目を設け区分する。

(補正予算)

第17条 事務局長は規定の収支予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を得て収支補正予算案を作成することができる。

(予算の流用)

第18条 事務局長は、支出予算の執行に当たり、緊急その他やむを得ない場合に限り、第16条第2項に定める科目間の流用をすることができる。

(会計)

第19条 現金、物品等の出納その他の会計事務に関しては、この章に定めるもの及び令和10年度全国高等学校総合体育大会を主催する県・市実行委員会等との協議を経て制定する要項等のほか、愛知県の事務処理の例による。

(出納員)

第20条 事務局に出納員を置く。

- 2 出納員は、現金の出納もしくは保管又は物品の出納もしくは保管に関する職務を行う。
- 3 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第21条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して取り扱うものとする。

- 2 前項の金融機関に開設した普通預金口座は、事務局長名義とする。

(決算)

第 22 条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは、速やかに収支決算を調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により収支決算関係書類の提出を受けたときは、監事の監査を受けなければならない。

(剰余金の繰越)

第 23 条 各会計年度において、決算剰余金が生じたときは、翌年度の収入に繰り入れることができる。

(出納閉鎖)

第 24 条 実行委員会の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(準用)

第 25 条 この章に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、愛知県財務規則（昭和 39 年 3 月 25 日規則第 10 号）その他愛知県の財務に関する諸規程の例による。ただし、次条の規定により別に定める事項があるときは、当該定めによる。

第 9 章 補則

(委任)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和 8 年 5 月 ____ 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

専決することができる事項	専決する者	
	事務局長	事務局次長
（１）事業計画に基づく事項の実施	重要なもの	軽易なもの
（２）実行委員会、各専門部会等の開催及び運営	○	
（３）事務局の組織及び運営	○	
（４）各種規程の制定、改廃	○	
（５）予算の編成及び流用	○	
（６）決算の調製	○	
（７）打合会、連絡会議等の開催	重要なもの	軽易なもの
（８）照会、回答、通知、届出等の文書の発信	重要なもの	軽易なもの
（９）各種台帳、帳簿、記録等の備付け及びその管理		○
（１０）文書の公開請求に対する決定等	○	
（１１）保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定等	○	
（１２）刊行物の発行及び配布	○	
（１３）広報に関する事務	重要なもの	軽易なもの
（１４）財産の取得又は処分に関する事務	○	
（１５）収入（寄附物品の採納を含む。）に関する事務	1件10万円以上のもの	1件10万円未満のもの
（１６）契約の締結その他支出を伴う事務	1件100万円以上のもの	1件100万円未満のもの
（１７）補助金等の申請又は交付に関する事務	○	
（１８）前各号に掲げる以外の事務（会則、規定等の規定により会長の決裁を得なければならない事務を除く。）	重要なもの	軽易なもの

別表第2（第9条関係）

公印の名称	形 状	規 格			保 管 責任者
		寸 法	刻 字	書 体	
会長印	正方形	24mm	全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会会長印	てん書	事務局次長
事務局長印	正方形	24mm	全国高等学校総合体育大会愛知県実行委員会事務局長印	てん書	事務局次長

別表第3（第12条関係）

支給対象
1 実行委員会の委員、監事及び専門部会委員
2 その他、会長が必要と認めた者

別表第 4（第 13 条関係）

支給対象
1 総会に出席した委員。 ただし、下記職が公務として出席した場合は除く。 ・ 地方公務員（特別職地方公務員も含む。） ・ 地方議会議員 2 その他、会長が必要と認めた者

令和 10 年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会令和 8 年度事業計画（案）

開催準備業務の推進

- (1) 総務・企画関係
 - ア 愛知県実行委員会の設置・運営
 - イ 会則、規程等の作成、口座の開設
 - ウ 事業計画、予算書の作成
- (2) 広報・報道関係
 - ア ホームページの開設及び運営方針作成
 - イ 総合ポスター・総体ニュースの作成・配布
 - ウ 広報物品の作成
- (3) 競技関係
 - ア 競技種目別大会運営費の試算
 - イ 競技会場・練習会場の選定及び運用計画作成
 - ウ 競技役員・運営役員及び補助役員の編成計画の作成
 - エ 全国高体連専門部会場地視察の実施
 - オ 競技種目別大会実施要項作成要領の検討・策定
 - カ 競技用具調査・不足用具の対応検討
- (4) 式典・演技関係
 - ア 総合開会式実施要項の検討・作成
 - イ 総合開会式運営業務委託計画の作成
 - ウ 式典演技の計画作成及び出演者編成方針の作成
 - エ 式典音楽の計画作成及び音楽隊編成方針の作成
 - オ 式典放送の計画作成及びアナウンサー編成方針の作成
 - カ 草花装飾の計画作成
 - キ 総合開会式運営費の試算
- (5) 宿泊・衛生関係
 - ア 医療救護対策要項の検討・作成
 - イ 食品・環境衛生対策要項の検討・作成
 - ウ 売店等設置基本方針の検討・作成
- (6) 輸送・警備関係
 - ア 輸送交通対策要項の検討・作成
 - イ 警備防災・危機管理対策要項の検討・作成
- (7) 高校生活動関係
 - ア 高校生活動推進委員会の設立
 - イ 活動内容の検討・準備
 - ウ 南関東総体 300 日前イベント視察

令和10年度全国高等学校総合体育大会
愛知県実行委員会 令和 8 年度収支予算（案）

収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	備 考
1 負担金	13,872	
愛知県	13,872	
合計	13,872	

支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	備 考
1 総務・企画費	3,939	
事務局運営費	2,488	事務費、事務局職員旅費等
実行委員会等開催経費	1,451	実行委員会総会（2回） 東海4県準備委員会（3回） 東海4県連絡協議会（3回）
2 広報・報道費	3,973	
広報・報道専門部会開催経費	385	広報・報道専門部会（3回）
広報活動費	3,588	大会公式ホームページ作成委託費 広報グッズ・総合ポスター等制作
3 競技費	1,709	旅費、郵送料
競技専門部会開催経費	1,342	競技専門部会（3回） 先催県視察旅費
競技施設等調査費	367	競技・練習会場調査（県内） 競技・練習会場運用計画打合せ旅費等
4 式典・演技費	737	
式典・演技専門部会開催経費	737	式典・演技専門部会（2回） 先催県視察旅費
5 宿泊・衛生費	67	
宿泊・衛生専門部会開催経費	67	宿泊・衛生専門部会（1回）
6 輸送・警備費	67	
輸送・警備専門部会開催経費	67	輸送・警備専門部会（1回）
7 高校生活動費	3,380	
高校生活動専門部会開催経費	3,380	高校生活動専門部会（3回） 活動広報資材費等
合計	13,872	